

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）以後に終了する事業年度用

旧生産高比例法又は生産高比例法若しくは生産高等比例法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(三) 令八・五・二十二以後終了事業年度分

資産区分	(注) 本別表は、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）以後に終了する事業年度が対象となります。令和8年4月1日から「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）の前日までの間に終了する事業年度については、P75をご参照ください。				
	取得価額又は製作価額	6	円	円	円
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7			
	差引取得価額	8			
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9			
	期末現在の積立金の額	10			
	積立金の期中取崩額	11			
	差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13			
	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外
	合計	15			
	算区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数	16	年	年	年
	耐用年数	17			
	同上の期間内における採掘予定数量又は注入予定数量	18	トン	トン	トン
	経済的採掘可能数量又は経済的注入可能数量	19			
当期採掘数量又は当期注入数量	20				
当期分の普通償却	平成19年3月31日以前取得分	21	円	円	円
	差引取得価額 × 5%	22			
	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	23			
	採掘数量1トン当たり償却金額	24			
	算出償却額	25			
	算出償却額	26			
	生産高比例法又は生産高等比例法の償却額計算の基礎となる金額	27			
	採掘数量又は注入数量1トン当たり償却金額	28			
	算出償却額	29			
	当期分の普通償却限度額	30			
当期分の償却限度額	特別償却限度額	31	円	円	円
	特別償却限度額	32	外	外	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33			
	合計	34			
当期償却額	35				
差引	償却不足額	36			
	償却超過額	37			
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外
	当期償却不足によるもの	39			
	積立金取崩しによるもの	40			
	合計	41			
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42			
	当期において切り捨てる特別償却不足額	43			
	合併等特別償却不足額	44			
	翌期の繰越内	45			
	当期分不足額	46			
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47				
備考					

P78~80参照

P81参照